

静岡県告示第786号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年12月19日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月19日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	掛川浜岡線	菊川市高橋字中山1948番の2 から 菊川市高橋字上壱町田2408番 の4まで	前	—	—
			後	9.0～27.3	358.7